

別記様式（第5条関係）

会議録

会議の名称		第1回福津市共働推進会議
開催日時		令和8年7月14日（火） 午後1時から午後5時30分まで
開催場所		ふくとぴあ 1階 にこにこルーム ふくとぴあ 健康プラザ
委員名		（出席委員） 嶋田 暁文、依田 浩敏、 奥 弘子、西村 豊子、富松 享一、林 正博、 宮木 裕子、山田 雄三、山口 覚
所管課職員職氏名		市民生活部長 平田 健三 市民生活部地域コミュニティ課長 谷口 篤 地域コミュニティ課市民共働推進係長 竹田 陽平 地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子 地域コミュニティ課郷づくり支援係 松本 麻衣
	議 題 （内 容）	・ 委嘱状交付 ・ 自己紹介 ・ 会長、副会長の選出 ・ 郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークシ ョップ
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	—
	傍聴者の数	1 名
	資料の名称	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 福津市共働推進会議規則 ・ 資料2 福津市附属機関の会議の公開に関する要 綱 ・ 資料3 郷づくり推進条例（仮称）制定に向けた ワークショップ概要 ・ 資料4 郷づくり推進条例（素案） ・ 資料5 郷づくり推進条例（素案）概要版 ・ 当日資料 ワークショップのスライド
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員による確認

その他の必要事項	
----------	--

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
【委嘱状の交付、自己紹介、会長、副会長の選出】 1. 市長あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 委員及び事務局自己紹介 4. 会長、副会長の選出 事務局が、福津市共働推進会議規則第4条の規定により会長及び副会長は互選により選出することを説明。 会長は嶋田委員、副会長は依田委員に決定。 5. 会議の公開について 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条により原則「公開」となっており、また第3条但し書により、委員の改選後初めて開催する会議においては、市長が公開・非公開を決定することとしている。 これに基づき、本会議は「公開」とする。 【郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップ】 1. 会長あいさつ 2. 事務局から「共働推進会議の概要」、「郷づくりの再確認」、「条例制定の経緯」、「郷づくり推進条例素案の解説・事例紹介」を説明。説明終了後、質疑応答を行った。 ～質疑応答～ （委員） 郷づくり推進条例（以下「推進条例」という）第2条第2号で、「市民」の定義があり、市民とは、「市民と事業者等を総称したもの」と規定してある。このことから、協議会の構成団体の中には、会社や事業者などが含まれていることから、事業者の関わり方や役割などがイメージできる条文を入れることも考えられる。市の見解を聞きたい。 （委員）

事業者に関する質問であるが、事業者が協議会と一緒に活動することは問題ないか。

(事務局)

事業者が郷づくりの活動に参加することは問題ない。市民には、住んでいる人だけではなく、働く人や活動する人、学ぶ人などが含まれる。推進条例の中で分かりやすく表現することを検討する。

(委員)

学ぶ人とは、高校生など通学している人なども含まれるのか。

(事務局)

この推進条例では、郷づくりに関わる全ての人を「市民」として定義している。

(委員)

推進条例の規定方法を分かりやすくする方法も考えられる。事業者などが関わることを妨げないため、工夫次第で活動する仲間が増えていくということである。

(会長)

これまでもそうであったが、推進条例の話を進める中でも、どうしても協議会と自治会との関係の理解が混乱してしまう。後者が前者の活動に関わるとしても、両者は切り分けて考えるべきである。そうでないと、同じようなことを同じようにやることになってしまい、関係者の負担増にしかない。Will や Can を大事にしていくのが協議会なのであって、Must 原理を中心とする自治会の延長線で運営してしまうとうまくいかない。

また、協議会や自治会が市の組織のように受け止められてしまっている面もある。協議会にせよ、自治会にせよ、あくまで民間団体なのであって、住民が自発的に形成している団体であることを認識してもらう必要がある。

確かに、協議会の運営は、民主的でなければならず、透明性を確保するため、推進条例でそのような規定を設けることはありうる。しかし、協議会の具体的な運営方針や誰が中心となって活動するかといったことについては、協議会が決めるべきことであり、条例で定めることはできない。

事業者の巻き込みについては、推進条例第2条第2号の中で、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第2条第1号及び第2号に規定する「市民及び事業者等を総称したもの」とあり、この条文を起点として、事業者と一緒に関わる根拠として、自分たちで事業者などを巻き込んでいくようにするべきである。

(協議会)

スライド説明の中で、「採銅所」の事例紹介があったが、ここの自治会加入率を知りたい。

それに加え、協議会の役員は、自治会で役員をしている人の中から選出されている認識である。違う地域もあるかもしれないが、この推進条例を見る

と、自治会に加入していない人も協議会の役員をして良い状況になる。その場合、自治会役員でない人から協議会の役員を選出する方法を教えてください。

(会長)

今の質問に対してであるが、協議会はあくまで民間の団体である以上、役員を決める方法などは、各協議会で決めることであり、市が決めるものではない。推進条例でそのような規定を定めることは、結社の自由に反し、憲法違反となる可能性が高い。

(協議会)

役員選出方法の参考となる事例を教えてください。

(会長)

他の地域や自治体、例えば雲南市などが、どのように運営しているか、市の方から情報提供をいただきたい。

(委員)

採銅所の自治会加入率については、分からない。ただし、考え方として、世帯主である必要がないというのが、大きい部分である。

また、肩書がなくてもやる気がある人はどんどん関わることができる。部会長は自治会長ではない人がしていると聞いた。

(協議会)

自治会の役員から郷づくりの役員を選出するのではなく、地域の中から選出する場合、その具体的な方法を教えてほしい。

(委員)

そのような事例は、市の方が集めて提供するようお願いしたい。

(協議会)

私は、4つこの場で伝えたいことがある。

1つ目は、基本条例が資料として添付されていない。基本条例を見ると、郷づくりの基本条例のように見受けられる。郷づくりのこと以外は、ほとんど書かれていない。推進条例と基本条例の2つの条例が必要なのか。例えば、推進条例第2条に基本条例を引用しているところがあるが、本日の資料からは分からない状態である。推進条例と基本条例を一つにするべきと考える。

2つ目は、推進条例第1条に目的の規定があるが、中身がない。前文は、多くの人が読まないことから、ここでしっかりと目的を規定するべきである。

3つ目は、推進条例第19条に「4年に1回条例を見直す」規定があるが、4年に1回必ず見直すのか。必要に応じてしておくべきであると考えます。

4つ目は、自治会は、協議会の基軸となる組織である。自治会の加入についてこの推進条例では、何も書かれていない。自治会をしっかり推進してい

くことをこの推進条例の中に規定するべきであると思う。

(事務局)

1つ目の、基本条例が郷づくりのための条例に見受けられるとのことだが、市の考え方として、郷づくりに限らず、まちづくり全体の考えを示した条例という位置付けである。そのため、共働推進会議からの答申を踏まえて、基本条例とは別に郷づくりに特化した条例を作り、郷づくりの推進に関する具体的な内容を書き込んでいきたいと考えている。

(委員)

2つ目の質問について、事務局からの説明をお願いしたい。

(事務局)

現在、素案の段階では、大事な思いは前文に込めるようにしている。ご意見を踏まえて検討したい。

また、3つ目の質問だが、基本条例の中で、4年に1回見直すように規定している。その条文に準じてこの規定を設けている。規定としては、「4年に1回見直すかどうか検証をする」と表現している。推進条例制定後、見直すかどうかは4年に1回考えていきたい。

(委員)

4つ目の質問は、自治会加入を促進する規定を設けてはどうかということである。

(事務局)

ご意見として頂戴する。

(会長)

事務局の説明に補足をする。

自治会と協議会の関係が混同してしまうため、この推進条例では、自治会加入促進のことを入れるべきでない考える。

また、目的規定であるが、現在の規定で問題ない考える。この推進条例は、郷づくりを推進していくための条例である。各協議会の目的は、各協議会で決めるべきことである。そのため、目的をこれ以上詳細に書くことは難しいと考える。

それに加え、4年に1回見直す規定であるが、「必要に応じて」とだけ書いてしまうと見直されない懸念がある。条例の見直しが目的ではなく、条例見直しのプロセスを通じて、郷づくりの今ある課題を共有し、修正が必要なところを確認する。そのように話し合う機会を少なくとも、4年に1回は作る。検証する機会を設けることは、必要である考える。

(委員)

今までの内容を踏まえると、縛りを無くしていき、協議会が活動しやすくなることを条例で定める。協議会のやりたいことを実現できる環境ができていくという理解で良いか。

(会長)

おっしゃるとおりである。協議会の皆さんがやりたいことを実現し、それを市が支援し、または応援できるような仕組みを条例に規定する。

(委員)

今の話からすると、市もパートナーとして、協議会を縛るようなことはやらないほうが良いということか。

(会長)

そのとおりである。今までの市の対応の見直しを図り、これまで十分な支援ができていなかった部分については、この推進条例制定を契機に協議会に寄り添った支援をすることで、条例の効果が出てくると考える。

(委員)

できるだけ縛りを無くして、皆が活動しやすくなる条例にしていくということで、市の方も今の内容で間違いないか。

(事務局)

間違いない。

3.郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップ

進行が配付資料を基に、ワークショップの趣旨を説明。その後、郷づくり推進条例（仮称）制定について、8グループに分かれ、ワークショップを行った。途中、席替えなどを行いながら、15分×3回実施した。3回話し合った結果を発表した。

(委員)

初対面の方といろいろな話ができ、とても良かった。話をした中で、各協議会同士でどのような活動をしているか知らない。他の地域の取り組みや悩みなどを共有するための横のつながりが持てていないと感じた。そのため、部会同士の交流を市の支援として、取り組んでいただきたい。

面白いと思ったことは、意見交流とは別に「郷づくり対抗の運動会」をやってみてはどうかという意見があった。けが人続出かもしれないが、皆で郷づくりをPRできるような楽しい取り組みをすることで、地域の人が郷づくりを知る機会となると思う。

(委員)

いろいろな情報交換をした中で、いくつか出てきた意見として、若い人が郷づくりに入らないという話を聞くが、具体的に聞くと既に各地域でいろいろな取り組みがなされていることが分かった。

例えば、宮司地区では、サポーター制度が導入されており、若い人の関わり方が作られている。部会に入ることはハードルが高いが、サポーター制度だとワンポイントで関わるができる。

また、宮司地区ではスマホカフェを行っており、高校生が関わっている。その他にも津屋崎中学校の中学生ボランティアも20人ぐらいイベントに関

わることがあるとのことだ。

今、活動している中心の人は、高齢かもしれないが、次世代に対しては、手が打っている状態である。

また、各部会の交流会については、この班でも賛成という意見であった。

(委員)

スマホカフェとは、お年寄りに高校生がスマホの操作を教えてあげるような感じか。

(協議会)

専門家が教えているが、その周りでサポートするのは、高校生である。この事業には、副産物があり、シニア層の参加が多いが、シニア層はスマホ操作が分からない。高校生は、地域の方と触れ合って、地域のことが分かるという相乗効果がある。将来的には、高校生が地域に戻ってきて活躍することを期待している。

(委員)

私の班は、そもそも「郷づくりとは」という話が出ていた。会場の中でも、モヤモヤされていた人もいと推察したため、この場で共有する。

「協議会と自治会の関係って何だろう」という点が、推進条例を制定する前にモヤモヤしているポイントである。

「協議会と自治会は別である」というが、歴史的には、自治会の上に協議会が作られている。現状、この自治会の役員の人が郷づくりを頑張っているため、郷づくりに関わる人からすると「別」といわれても、「別ではない」と感じる。

『攻め』や『守り』という協議会と自治会の役割の意味でも、この『守り』の自治会をまずどうにかしなければいけない。自治会の役員と自治会加入者が郷づくりを支えており、郷づくりの運営の土台は自治会である。

その一方で、協議会と自治会が別として切り分けた場合でも、自治会加入者が減る中で、楽しいまたはワクワクするような取り組みを協議会ですることにより、自治会加入にもつながるのではないかという話も出ていた。

私も納得したことは、リアルな問題として自治会の役員の人が、協議会の役員として関わっている。お金に関しても、協議会から自治会に交付金を渡しているため、「別である」と言われても、連続性がある。

自治会に入っていない場合、郷づくりの情報が伝わらないため、情報やお金の面でも連続性がある中で、別と言われても意識がそれで変わるものではない。

現行のところから意識を変える仕組みとセットで何かを考えなければ、別の理論は広がらない。このことは、内面でも思っている人が多いと思い共有した。

(委員)

推進条例制定に向け、前向きな話をしたいという思いで、このワークショップを行った。いろいろな意見を参考に担当部署もご検討いただきたい。

会長総括・メッセージ
(会長)

本日は、ありがとうございました。協議会と自治会を切り分けるということは、前者から後者を排除することではなく、同じような発想で同じように運営すると考えてはいけないということである。

例えば、美咲町の事例では協議会の中心は自治会・町内会である。したがって、自治会・町内会が中心であること自体が悪いわけではない。一方で、自治会・町内会が中心でない運営の仕方もありえるのであり、自治会中心でなければならないというような限定をすべきではない。

活動をどのように組み立てていくかは、協議会が決めるべきことである。ただし、その中で重要なことは、**Must** 原理だけで協議会が動いてしまうと、自治会・町内会と同じような運営で同じようなことをすることになってしまう。負担感だけが増え、「自治会・町内会があるのだから、郷づくりは必要ない」といった議論になってしまう。そうならないよう、しっかり両者を区分けしていこうという話である。

郷づくりは、個人のしたい (**Will**) ことやできる (**Can**) ことを大事にし、自分たちで企画・実行していくイメージである。その結果、誰かがそのような想いを応援することで、地域が盛り上がっていく。

個人の想いが地域を良くしていくことにつながっていくよう、コーディネートしていくというのは、協議会のイメージである。運営の仕方を変えることが必要である。

自治会を否定するわけでは全くない。自治会の問題については、本条例とは別で整理したいというのが私自身の考えである。

この推進条例で求められることが大きく2つある。

1つ目は、協議会同士の交わりを作っていくことである。推進条例第8条第5項に「郷づくり推進協議会同士の学び合いの場及び対話の場を設定するよう努める」とある。

このような場は大きく分けて2つありうる。

1つ目は、自慢大会である。各郷づくり推進協議会同士で取り組みを発表しあう場である。

2つ目は、各部会で交流する場を設定し、より濃密な内容を話す機会を設けることである。そのような仕掛けをこの条文を根拠に進めていけたらと思う。

そして、推進条例第8条第1項で「郷づくり推進協議会の活動に対し、適切な助言又はその他必要な支援を行う」とある。今日の話の中でも、部会活動は盛んであるが、たくさん事業が増えてしまい、人がいない中で整理ができないという話があった。そうした状況を改善するため、市が伴走して事業や行事の棚卸しを支援することはとても重要だと思う。

また、協議会の構成団体ではないが、地域で活動するサークルや団体がある。協議会のほうに応援してもらえないかという相談が来るとの話聞いた。その場合、外部主体との連携を担当する専用の部会を設けて、活動することが考えられる。外部主体の情報を把握したり、つながったりするのは、協議会だけでは難しい。市やキッカケラボと連携や相談し、進めることが考えられる。

それに加えて、全般的に取り組むこととして、デジタル化が挙げられる。町田市の自治会では、世帯単位ではなく、個人で自治会加入をして良いとした上で、デジタル化によりつながりを作っている事例がある。協議会においても、中学校などと連携し、QRコードを用いて、子どもを媒介に、いろいろな情報を簡単に取得できるようにすると良いだろう。ただし、そうした活動を行うには、デジタルに詳しい人が必要である。

町田市では、デジタルに詳しい人が地域にいて、その部分で限定的に関わるにより、力を発揮しているとのことだ。そういう人材が地域にいて、すぐにつながれば良いが、それが難しい場合、市の方でそうした人材を紹介できるような仕組みができると良いと思う。

最後に、この推進条例ができたからといって、直ちに何かが変わるわけではない。しかし、この条文を元にして、自分たちがやりたいことを市に言えるようになっていく。制定後が勝負であり、郷づくりを応援していきたい。

参加者代表より挨拶

(協議会)

郷づくりの制度ができてから、20年近く経とうとしている中で、最初は勢いでしていたところもある。ここにきて行き詰ってどうしたら良いだろうというときに、推進条例を作り、いろいろな整理をしてもらいたい。

この推進条例ができたからといって直ちに何かが変わるのではなく、これに基づいて、より前向きに郷づくりを後押しし、少しずつやれることからやっていくべきであると再度感じた。

(事務局)

以上でワークショップを終了する。

【郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップ 振り返り】
～ワークショップの振り返り～

(委員)

他の協議会同士でつながり、苦労も共有できる場が必要である。今後、郷づくりが楽しい方向に転換していくことが大事である。

(委員)

協議会と自治会の関係性の話をずっとしていた。同じ班の一人は「自治会加入者が減ったとしても、郷づくりとは別の問題である。郷づくりで良い取り組みをすることにより、若い人たちが関わり、生き残るのではないか」という考え方の人もいた。

郷づくりを通して、自治会に対しても関心を持つことにつながる。協議会と自治会を同じように考えることで、両方沈んでいるように見える。そのように趣旨を理解している人もいた。

その一方で、自治会を増やさなければ郷づくりが成り立たないという人もいた。別ということは分かるが、自治会をどうにかしなければならないという問題意識で活動をしている。そのため、自治会連合組織となっていること

から、郷づくりがそのような考え方になるのはしょうがないことである。

交付金も郷づくりから下りてくることから、別々と言いながら、人や制度、情報が連続している。意識を変えなくてはいけないが、どう変えないといけないかをセットで考えてほしいという意見が出た。

郷づくりのことは協議会で決めることはよく分かるが、そこに意識がいていない人が多い。

そのため、推進条例で郷づくりのことは協議会で決めることを前面に打ち出し、大きく郷づくりの在り方をこの条例で転換したことを明確に示したほうが良いかもしれない。

まち全体を良くしようという考え方で皆活動をしていないことから、自分のアイデアを出すことで、まちがもっとワクワクする発想ではない。協議会の取り組みがまち全体を良くするというスケール感のものであり、そのスケール感や地域の愛着を育てていかななくてはいけない。地域のリアルなことを知ることができて良かった。

(副会長)

今回、地域担当職員の方も参加していたが、郷づくりをバックアップし、協議会の方からリスペクトされていた。協議会の方は、熱心な方が多く、自分たちが抱えている課題を他の人と共有し、どう郷づくりを良くしていくかを考えている人が多くいる印象だった。

先ほどの話でもあったが、協議会同士の交流会などを考えていくことは必要である。また、推進条例を作ることによって協議会が自由になると言うが、逆に縛られるのではないかという誤解もあり、話をする中で縛るものではないと納得していただいたと感じた。

(委員)

全体的にモヤモヤがあるが、前に進んでいかないといけないということは皆さん理解していたと感じた。進みながら、やり方や考え方を広げていくしかないと思う。

決まりを作っただけないと、動けないという考え方がある。福津市に限らず、日本全体がそのようなマインドがある。しかし、そのようなマインドではなく、主体性が10年、20年など代替わりしていく中で少しずつ変わっていくのではないかと思う。

推進条例の中で、企業市民が入って良いという話があったが、その話を聞いて気付いたことがある。この推進条例でやさしい日本語を使うことである。条例は、堅苦しい文章のため、近寄り難い。医療の業界では、医療従事者が難しい日本語を使わないように患者に話すという動きがある。外国人を含め、多様性が広がる中で考えると、やさしく美しい日本語で書くと入りやすくなる。

そのようなチャレンジをしても良いのではないかと思う。チャットGPTなどを活用し、中学生が分かるような文章に修正すると、とても分かりやすい文章になる。そのような方法も一つの方法であると思う。

(委員)

班で話した内容を全てまとめて話すことは難しい。そのため、半分は、自分自身の主観で発言させていただく。

この推進条例は、きれいにまとまっているが、協議会の自由度が高いと言われると、非常に活発なところは活発で、そうでないところは停滞して、皆で仲良く元気に明るいまちを作っていこうというのはなかなか難しいと感じた。

例えば、いろいろな事例を集めて「そのような事例をやってみませんか」などのきっかけ作りをするなど、何らかの方策を示さない限り「自由にやってください、ある程度お金は出しますから」といっても難しいと感じた。

(委員)

私の班では、どうしても自治会の話になっていた。自治会から離れられないところがあり、基本条例や推進条例にも自治会の加入促進に関することを入れてはどうかという話があった。

どうしても仕方がない部分があり、協議会を運営する者が自治会員であることは間違いない。どこの協議会でも自治会員でない方は、郷づくりに参加していないのがほとんどである。しかし、協議会も変わろうとしていることは、よく分かった。

この条例ができることで、次に進もうという方向になっている。この条例は進めていくべきであると感じた。

(委員)

実際に活動している人たちの話を聞くと、素敵な活動をしているが、それを客観的に評価する機会に恵まれていないと感じた。そのため、交流会をすることで「すごいね。その活動」と言い合える場があることは重要である。

今回、推進条例に対する各協議会の考え方が違っており、必要な情報を伝えることが大切である。津屋崎地域では、「この条例ができることで、郷づくりの活動が縛られるのではないか」ということを伝えるようにと言われて来たといっていた。その際、推進条例が修正前のものであったため、それから内容が変わっていると伝えたと、安心していた。

私の班では、協議会や自治会のことを考えている福津市は良くやっているという話もあった。

(委員)

班で話した中で嬉しかったことを話す。昨年度の水害で私たちの地域では被害が大きく、地域の皆の想いが熱いうちに、協議会の防犯・防災部会を中心に防災に力を入れようとなっている。地域内の自治会の方から「自治会は防災を主としたチームのようにシフトしてはどうか」という意見があり、そのような考え方を取り入れることで、自治会加入者が減ることはないのではないかという話をした。その話を聞いた参加者の中で「その自治会活動をモデルとして取り入れたい」と言われて嬉しかった。

(会長)

本日は、意識的に協議会と自治会の関係についてはっきり申し上げた。反

論はたくさん頂いた。

今日のワークショップを通して、気付いた点が6つある。

1つ目は、活動者の皆さんには認めてほしいという気持ちがあるように見えたことである。この気持ちに寄り添っていく必要がある。

2つ目は、自治会に対する取り組みは、別途、立ち上げたほうが良いと思う。

3つ目は、協議会と自治会の関係であるが、自治会への交付金が協議会を通じて配分されるようになってきているなど、現行の仕組み自体がバイアスをもたらしているため、仕組みを変えることも検討する必要がある。自治会への交付金を一部減らし、協議会の重点活動分野に用いている協議会については、現行制度のままで良いかもしれないが、自治会への交付金の配分額を変更しないまま、単に協議会経由で自治会に流している協議会の場合、協議会経由にするのは意味がない。自治会と協議会の関係を誤解させるだけの意味しかないならば、そうした協議会については、市から直接自治会に交付金を出す形に改めた方が良好だろう。

協議会や自治会は民間組織であり、論理的に上下関係があるはずがない。市の下にある組織だと思っていたという参加者がいた。また、役員の中にもそうした感覚を持つ者がいた。推進条例を制定することで、市の下にある組織では全くなく、あくまで民間団体であることを明確にすることができれば良い。

4つ目は、市は、情報提供について、機能強化をするべきである。他の地域や自治体の取り組みなど必要な情報提供については、推進条例制定後、市が求められることである。

なお、「市が決めないと、丸投げではないか」という意見が出ていた。丸投げということは、やらされているという前提であり、そもそもおかしい。協議会はあくまで自分たちが立ち上げている住民組織であり、何をするかは自分たちが決めるのだ、という認識であるべきだ。

ただし、「自由にしてください」だけでは、不親切である。考えるための題材・情報は市が責任をもって提供すべきだ。しかし、それを踏まえて、考え、決めるのはあくまで住民たちである。

5つ目は、世代交代がうまくいかず、古い考え方から脱却できない役員が新しい動きを阻害するような事例がある。解決策として、「やってみたいことをやれる」という部会を設けることも考えられる。そのようなやり方を示し、ワークショップなどを取り入れながら、伴走的に支援することが効果的である。

6つ目は、客観的に評価される場を設けることが重要である。自慢大会などを行うと、「郷づくりなら評価される」という軸足に変わる。

全体としては、いろいろな意見があるが「条例は必要だ」という人が多かった。最初は、「条例は必要ない」と言っていた方が最後には「必要だ」となった。

前文については、不自然な部分があると指摘を受けたが、細かなところは詰めていくようにする。

(事務局)

推進条例の素案に修正を加えた上で、確認を依頼する。今後の会議については、推進条例制定の進捗状況に合わせて開催する。以上で共働推進会議を終了する。